



鳥取県公報

令和7年3月21日（金）
第9679号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（129）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（130）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出（131）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（132）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（133）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（134）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	一般国道の区域の変更（135）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 3
	県道の区域の変更（136）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	一般国道の供用の開始（137）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	県道の供用の開始（138）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	自動車専用道路の区域の指定（139）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	採石法による採取計画の変更認可の公表（140）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・ 5
	開発行為に関する工事の完了（141）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（5）・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	森林法による開発行為の変更許可（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 6
	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木村あおぞらクリニック	米子市皆生新田三丁目1-9	令和7年3月1日

鳥取県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和7年2月23日

鳥取県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和7年2月10日

鳥取県告示第132号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町中菅字峠田224から226まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第133号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年11月12日から令和7年3月20日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町佐木谷及び福寿実

鳥取県告示第134号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取港湾事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 岩美郡岩美町大字大谷
- 3 終了年月日 令和7年2月20日

鳥取県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
313号	変更前	倉吉市鴨河内字下花ノ木1704地先から同市福光字屋敷畑94-8地先まで	13.0~150.1	3,915.0
	変更後	倉吉市鴨河内字流田1772-1地先から同市福光字屋敷畑94-8地先まで	12.9~145.5	3,812.0

鳥取県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉由良線	変更前	倉吉市和田字上畑田180-1地先から同市大谷茶屋字イザ原882-16地先まで	7.1~49.2	1,537.0
		倉吉市和田字沼554-1地先から同市和田字宝島866-1地先まで	15.1~33.7	601.0
	変更後	倉吉市和田字沼554-1地先から同市大谷茶屋字イザ原882-16地先まで	13.1~29.5	715.0
		倉吉市和田字上畑田180-1地先から同市大谷茶屋字北田新屋敷874-1地先まで	7.1~40.6	1,444.0

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
仙隠岡田線	倉吉市小鴨字鯉平1193-2地先から同市北野字タワノ上759-3地先まで	変更前	12.2~43.0	193.0
		変更後	11.5~18.8	193.0

鳥取県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
313号	倉吉市鴨河内字流田1772-1地先から同市福光字屋敷畑94-8地先まで	令和7年3月22日

鳥取県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉由良線	倉吉市和田字沼554-1地先から同市大谷茶屋字イザ原882-16地先	令和7年3月22日

	まで	
	倉吉市和田字上畑田180-1地先から同市大谷茶屋字北田新屋敷874-1地先まで	〃
仙隠岡田線	倉吉市小鴨字鯉平1193-2地先から同市北野字タワノ上759-3地先まで	〃

鳥取県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年3月21日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	313号	倉吉市鴨河内字流田1772-1地先から同市福光字屋敷畑94-8地先まで	令和7年3月22日

鳥取県告示第140号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月21日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 清 水 丈 二

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社芦川建設 代表取締役 芦川 浩史	鳥取市青谷町青谷4119	鳥取市鹿野町岡木字六郎谷754-1外4筆（7,749平方メートル）	令和4年3月16日から令和7年3月15日まで	採取の期間	令和4年3月16日から令和7年3月15日まで	令和4年3月16日から令和9年3月15日まで	令和7年3月11日

鳥取県告示第141号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和7年3月21日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和7年1月14日 鳥取県指令第202400247892号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字八幡
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内一丁目3-2
SMFLみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 上田 明

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

令和7年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年3月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和7年3月24日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月21日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 若 松 理 恵

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社松建工業 代表取締役 藤原 裕実	鳥取市津ノ井610	鳥取市細見地内	土石の採掘	3.7648ヘクタール	3.5211ヘクタール	2.1341ヘクタール	平成29年8月18日から 令和8年6月30日まで	令和7年3月12日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定によりクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年3月21日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
初心者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするものを対象とする。
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和7年4月23日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取県内の各警察署の管内に 居住する者

- 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間30分
- (2) 講習課目
 - ア クロスボウの所持に関する法令
 - イ クロスボウの使用、保管等の取扱い
- 4 考査
講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 6,900円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 7 携行品
筆記用具